

17 2 22

18 11 7

19 10 25

Nb. 69 59

17

18

6 Z888-1185

38 Z888-1293



38 12 6

43 3

2

1

9

2

3

62 12

62

(62

1

15 12



8 8 1

230

10

14 10 28
2104 2 0649 4232 0649 8 14 11 6 4000 230
22 0800 4190 2745 19 5000
14

15 8 27
24 1 1 10 100 60

3 1 1
9 1 15
35 1

3 1 1

3 1

9 1 15

10

9 1 15

3 1

9 1 15

9 1 15
3 1

3 1 1

3 1 1

9 1 15

3 1 1

3 1 1

9 1 15

207

9

1 3

38 12 6

3 1 1

9 1 15

3 1 1

35 1



3 1 1

3 1

9 1 5

3 1 1

3 1 1

3-7 3 1 1

3-6 3 1 1

12 1

3 1 1

(14 09. 05. () 14 37)

3 1 1

4

3 1 1

3 1 1

9 1 15

9 1 15
25 73

3 1

9 1 15

3 1

9 1 15

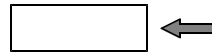
673

3

2

5

6



10 20

55 60

100

10

20

1

7

8

1

3

9

2

10

	25	
		401K

()

2

11

()

1

2. 5. 30 4-19

1

4

1

896

12

13

4123

14

38 8

15

15

(5) (5) 168

19 3 7

6

10 2 21

40. 6. 13

13. 603

1 1 1 12 31

16

38 12 6

3

100

10

				100					10	
	3	3	3							
				100	10	10	10	10	10	0
				100	10	10	10	10	10	

100

100

9 1 15

17

100

100

2

00

60

3 27

39 2 247

19 1 11

12

4 2

35 1

9-18

19

20

1

1

1

20

1

1

169

16. 04. 23

207

9 1 3

15

38 12 6

9 1 15

3 1

1

昭和38年	高裁判決で引用される税制調査会答申

30

38



183 1 4 4 2

 3 1
9 1 15

2,000

 10
 2,000
 9 1 15
 35 1
3 1 230 183 1 230

7)

54

8)

1

2

2000

20

100

20

9

14 3 31

14 4 1

24 3 31

10)

62

32

11)

689

861

12)

896

13)

(1)
()

×

()

×

(2)
()

24

()

(1) ()

(1) ()

一生のパートナー

第一生命

▶ サイトマップ ▶ 個人情報の取扱いについて ▶ お問い合わせ・窓口 (ATM)

生涯設計 それぞれの生き方に、いつもベストな答え方

個人のお客さま

法人のお客さま

第一生命について

個人のお客さま

ご契約者サービス・手続き

商品ラインアップ

コンサルティング

お役立ち情報

[ホーム](#) > [商品ラインアップ](#) > [保険商品](#) > [特約](#) > 保険金等の年金払特約

文字サイズ [普通](#) [大きい](#)

商品ラインアップ

生涯設計について

保険商品

保険見直しプラン

とくとく割引サービス

資料請求

保険のお見積もり

投資信託

クイックメニュー

[資料請求](#)

[保険のお見積もり](#)

新「堂々人生」、「医療の王道」、「未来きつぷ」をわかりやすく動画で紹介

お問い合わせ

資料請求・お見積もり専用ダイヤル

東京コミュニケーションデスク
☎ 0120-001-008
受付時間：10:00～18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

保険商品
保険金等の年金払特約

保険金等の年金払特約 一時金にかえて年金で受け取れる特約

万一の場合の死亡保険金などを、一時金にかえて年金でお受取りいただけます。

[特約付加一覧表](#)

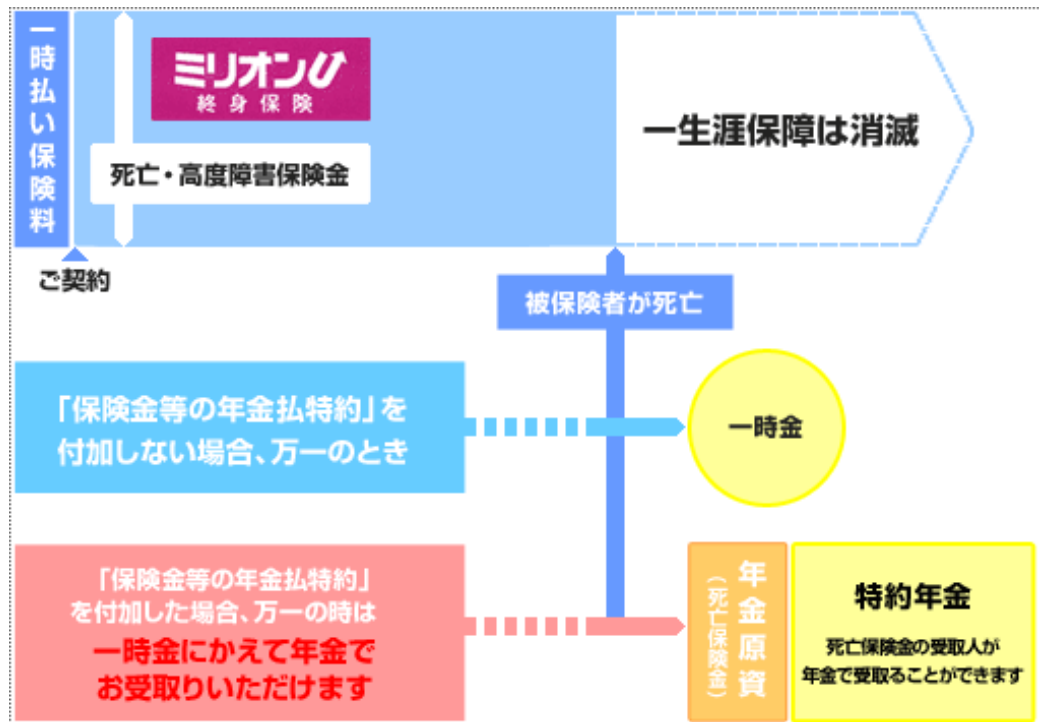
「保険金等の年金払特約」を主契約に付加することにより、

ポイント 1 万一の場合の死亡保険金などを、
一時金にかえて特約年金としてお受取りいただけます。

ポイント 2 ご遺族が特約年金でお受取りになる場合は、
受取る年金の受給権の評価額が相続税の対象となります。(相続税法第24条)

(ご注意) 税務の取扱いについては平成18年4月現在の法令・通達等に基づいたものであり、税制改正等により今後変更になる可能性があります。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認いただきますようお願いいたします。

仕組図



■ 保険金等の年金払特約

この特約は、ミリオンU（5年ごと利差配当付終身保険・一時払）またはニュー・一時払養老（一時払養老保険（H11））に付加できます。

特約保険料は必要ありません。

特約年金の支払回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、または40回いずれか）は、この特約のお申込時に選択いただけます。

特約年金の支払事由発生前であれば支払回数の変更は可能です。

第1回の特約年金支払日は、死亡・高度障害保険金の支払事由が発生した日となります。

第2回以後の特約年金支払日は第1回の特約年金支払日の年単位の応当日となります。

特約年金額が特約年金受取人一人あたり30万円に満たない場合は、当該受取人については年金ではなく一時金としてお支払します。

特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することもできます。

ニュー・一時払養老の満期保険金は、年金払の対象とはなりません。

■ 選択できる特約年金の支払回数

年金の支払回数

5回

10回

15回

20回

25回

30回

35回

40回

特約年金の支払回数は5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、または40回の中からお選びいただけます。

この資料は、商品（特約）の概要を説明したものです。

「保険金等の年金払特約」は主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書（契約概要）」など会社所定の資料を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり - 定款・約款」を必ずご覧ください。

 [ご検討に際してご留意いただきたい点 \(PDF形式\)](#)

(登) C17H1845 (H18.3.28)

資料請求・保険のお見積もり・お問い合わせ

 [資料請求](#)

 [保険のお見積もり](#)

資料請求・お見積もり専用ダイヤル  0120-001-008

[不](#) ページの先頭へ

[▶ 勧誘方針](#) [▶ 個人情報保護方針](#) [▶ 本人確認について](#) [▶ 免責事項](#) [▶ 推奨環境](#)

Copyright © 2007 THE DAI-ICHI MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANY. ALL RIGHTS RESERVED.